

コーポレート・ガバナンス

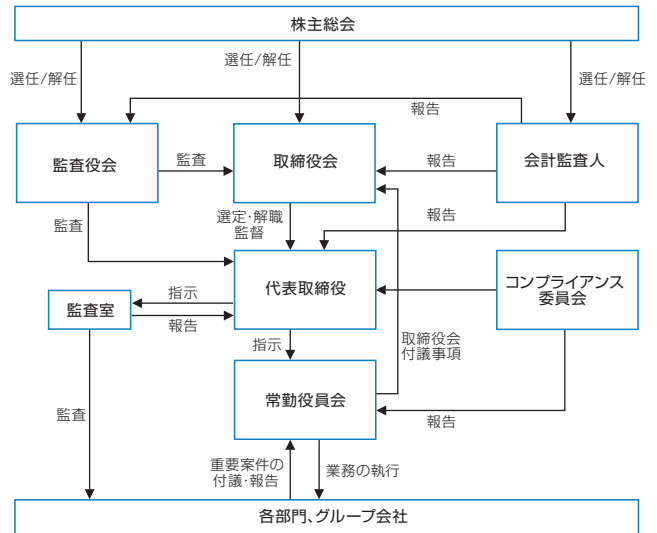
●コーポレート・ガバナンス

当社はコーポレート・ガバナンスを「株主に代わって、経営の効率性や適法性等をチェックする仕組み」であるととらえ、監査役会、取締役会を設置しています。

当社の監査役会は社外監査役3名を含む5名体制であり、取締役の業務執行の監視による経営判断に対する牽制的役割を担うなど、経営管理体制のチェックができる仕組みになっています。

取締役会では法令で定められた事項のほか、経営に関する重要事項の意思決定と取締役の監督機関と位置付けており、重要事項については、常勤役員会にて十分な審議を行った上で取締役会に上程することとしています。

また、当社は社外取締役を1名選任しており、経営意思決定の透明性を高めることで、コーポレート・ガバナンスの強化を図っています。



◆大豊社員の行動指針

大豊工業の社員として、社会から信頼される企業であるために社員一人ひとりが常に心がけなければならない「社会的良識に従った誠実な行動」の指針を、会社として掲げています。

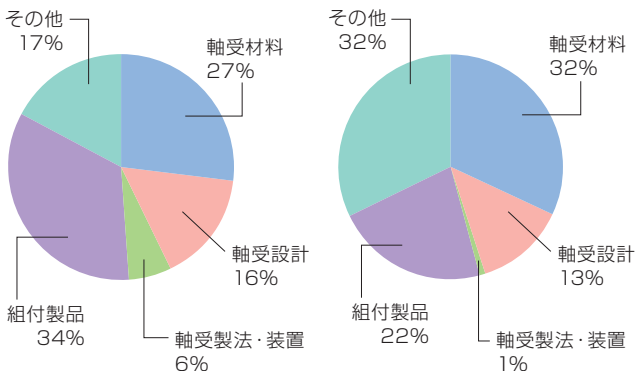
大豊社員の行動指針(概要)

- (1) 人権の尊重
- (2) 社会的良識に従った行動
- (3) 大豊社員としての自覚
- (4) 職務への専念
- (5) チームワークの発揮
- (6) 安全・衛生の確保
- (7) 機密情報の適切な管理と漏洩の防止
- (8) 不正行為の禁止

◆知的財産の保護

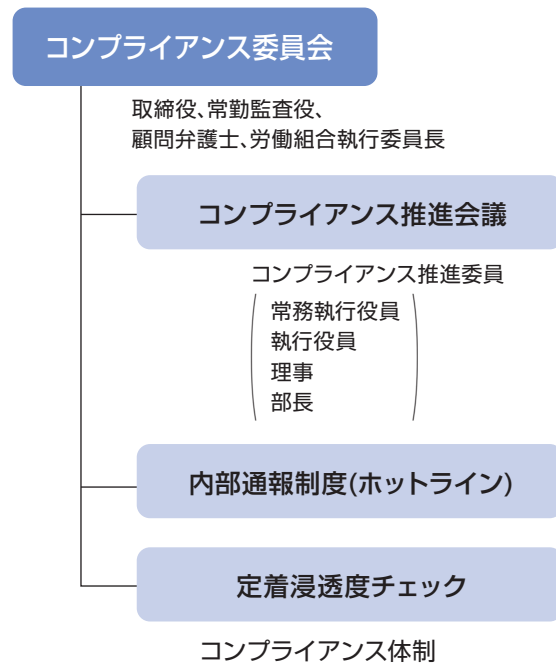
当社の製品の特許権で確実に保護するため、特許管理推進体制を構築しています。

●保有国内特許権: 153件 ●保有外国特許権: 235件



◆コンプライアンス委員会

大豊工業の内部統制機能を補完する仕組みの一つとして、企業倫理と法令等の遵守を徹底するため、当社ではコンプライアンス体制を構築しています。



◆相談窓口の設置

当社では、倫理・法令上の相談窓口「ホットライン」を設置しています。

また、従業員に対して困り事や悩み事を受け付ける「困り事相談窓口」も設置しています。